

# 桜井寮居宅介護支援契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人甲府市民生活福祉会「桜井寮居宅介護支援事業所」（以下、「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

## （目的及び内容）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

## （契約期間）

第2条 この契約期間は、契約日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 上記有効期間満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約満了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。

## （介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者のサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にその氏名を文書で通知します。

## （居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成等を行います。

(1) 契約締結時に、複数の事業所の紹介を求めることができることを説明します。

(2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

(3) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料、ケアプランに位置付けた理由等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

(4) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

(5) 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、文書による同意を受けます。

(6) 利用者が医療系の居宅サービスを利用する場合、主治の医師等の意見を求めます。  
また居宅サービス計画を作成した場合は主治の医師に交付します。

(7) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(経過観察、再評価)

第5条 事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします

(施設入所への支援)

第6条 事業者は利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(医療機関との連携)

第7条 訪問介護等、サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けた場合、利用者の服薬状況、口腔機能等モニタリングの際に介護支援専門員が把握した情報を、主治の医師や歯科医、薬剤師に情報提供します。

- 2 利用者が入院した場合、利用者等に対し、入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

(居宅サービス計画の変更)

第8条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第9条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、山梨県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第10条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(サービス提供の記録等)

第11条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約終了5年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項サービス実施記録の複写物の交付を希望により受けることができます。
- 4 第13条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。
- 5 介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を行う場合があります。
  - (1) 重要事項説明書
  - (2) 居宅介護支援契約書
  - (3) アセスメントシート
  - (4) 居宅サービス計画書 第1表～第7表

(料金)

第12条 事業者が提供する居宅介護支援に対するご利用者の料金は、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

(契約の終了)

第13条 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日 の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合
  - (3) 利用者が医療機関に入院し長期の療養が見込まれる場合
  - (4) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第14条 介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後でも同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。
- 4 事業者は、従業員が退職後においても利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(賠償責任)

第15条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

(身分証携行義務)

第16条 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情等)

第17条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(法令順守)

第18条 事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意を持ってその業務を遂行します。

(信義誠実の原則)

第19条 利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

- 2 本契約の定めがない事項については、介護保険法令その他諸法の定めるところに基づき、双方が誠意を持って協議の上定めます。

(代理人)

第20条 利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行ふこととします。

(合意管轄裁判所)

第21条 利用者と事業者は、この契約の履行において、第19条の2項をもってしても解決が困難な事由が発生した場合に、やむを得ず裁判よって解決を図る場合は、事業者の住所地を所轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

本契約を証するため、本書2通を作成し、利用者（代理人による契約締結の場合は代理人）及び事業者が署名押印のうえ、一通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 事業者名 社会福祉法人 甲府市民生福祉会  
事業者住所 山梨県甲府市桜井町558番地  
代表者名 理事長 柄沢 真 印  
電話番号 055-232-8261

事業所名 桜井寮居宅介護支援事業所  
事業所住所 山梨県甲府市横根町451番地1 KNビル3階  
電話番号 055-287-8505

利用者 住所 〒 —

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

代理人 住所 〒 —

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_